

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2021年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2021年対策 読めばわかる！社労士テキスト（2020年8月24日 第4版発行）

ISBN 978-4-86486-790-0

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改訂前	改訂後
労災	160	⑧通勤による疾病	労災別紙1に変更をお願いします。	
	164	試験対策	療養補償給付たる療養の費用の請求において、請求書の記載事項のうち、「負傷又は発病の年月日」と「災害の原因及び発生状況」については、「事業主の証明」を、	療養補償給付たる療養の費用の請求において、請求書の記載事項のうち、「負傷又は発病の年月日」と「災害の原因及び発生状況」については、「事業主の証明」（業務災害又は複数業務要因災害が発生した事業場以外の事業場（非災害発生事業場）の事業主を除く。）を、
	175	①介護補償給付等	上限：166,950円 上限：83,480円	上限：171,650円 上限：85,780円
	176	最低保障額	支給対象者1は72,990円 最低保障：72,990円	支給対象者1は73,090円 最低保障：73,090円
	202	②特別加入	労災別紙2の改正があります。	
	205	発展※7	所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は障害補償年金等若しくは傷病補償年金等の受給権者にあつては厚生労働大臣が番号利用法の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、提出を要しないものとされています。	所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が番号利用法の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、提出を要しないものとされています。
雇用	232	③賃金日額 の上限額・ 下限額	雇用別紙1に変更をお願いします。	

	233	④基本手当 の日額	雇用別紙2に変更をお願いします。	
	233	⑤基本手当 の減額	1,306円	<u>1,312円</u>
	276	支給限度額	363,344円	<u>365,055円</u>
	290	発展※5	文書で確認の請求をしようとする者は、所定の事項を記載して署名又は記名押印した請求書	文書で確認の請求をしようとする者は、所定の事項を記載した請求書
徴収	315	②雇用保険率	令和3年度の雇用保険率は令和2年度と同じです。	
徴収	330	(1)メリット制の要件・メリット制適用後の労災保険率	徴収別紙1に変更をお願いします。	
	342	延滞金	令和3年の延滞税特例基準割合は、年1.5%です。	
労一	395	対象障害者 読めばわかる！	雇用労働者数が <u>45.5</u> 人以上である事業主に、法定雇用障害者数以上の障害者の雇用義務があります。	雇用労働者数が <u>43.5</u> 人以上である事業主に、法定雇用障害者数以上の障害者の雇用義務があります。
	395	発展※8	削除してください。	
	396	⑧雇用状況の報告 ⑨障害者雇用推進者	その雇用する労働者の数が常時 <u>45.5</u> 人以上である一般事業主は、	その雇用する労働者の数が常時 <u>43.5</u> 人以上である一般事業主は、
	396	💡※2	雇用する労働者の数が45.5人以上	雇用する労働者の数が43.5人以上
	413	<u>認定</u>	未定	<u>もにす</u>

第 2 部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改訂前	改訂後
健保	45	(3)支給要件等	健保別紙 1 に変更をお願いします。	
	50	過去問 (H28)	削除をお願いします。	
	69	用語※ 2	これを病院の窓口に提示することで、高額療養費が現物給付により支給されます。	削除
	69	ウ 支給方法	健保別紙 2 に変更をお願いします。	
国年	138	追加	令和 3 年度の保険料額は、16,610 円 (17,000 円×保険料改定率 (0.977) =16,610 (10 円未満四捨五入))	
	144	(2)申請全額免除	a 57万円 c 125万円	a <u>67万円</u> c <u>135万円</u>
	144	(3)申請 4 分の 3 免除・申請半額免除・申請 4 分の 1 免除	国年別紙 1 に変更をお願いします。	
	144	発展※ 4	22 万円 127 万円	<u>32 万円</u> <u>137 万円</u>
	144	語呂※ 5	削除	
	145	(5)学生納付特例	a 118万円 c 125万円	a <u>128万円</u> c <u>135万円</u>
	205	(2)支給額	国年別紙 2 の追加をお願いします。	
	厚年	251	②標準報酬月額	最低 88,000 円から最高 620,000 円までの、31 等級の等級区分によって定められる。
252		標準報酬月額等級表の範囲	厚年別紙 1 に変更をお願いします。	
262		ポイントチェック	最高 620,000 円の 31 等級	最高 <u>650,000 円</u> の <u>32 等級</u>
321		②支給額	厚年別紙 2 の追加をお願いします。	
社一	410	(1)脱退一時金 I	社一別紙 1 に変更をお願いします。	

労災別紙1

【変更前】

	業務上の疾病	通勤による疾病
根拠法令	労働基準法施行規則	労働者災害補償保険法施行規則*3
疾病の種類	業務上の負傷に起因する疾病	通勤による負傷に起因する疾病
	例示疾病あり	例示疾病なし
	その他業務に起因することの明らかな疾病	その他通勤に起因することの明らかな疾病

【変更後】「複数業務要因災害による疾病」が追加です。

	業務上の疾病	複数業務要因災害による疾病	通勤による疾病
根拠法令	労働基準法施行規則	労働者災害補償保険法施行規則	
疾病の種類	業務上の負傷に起因する疾病	脳・心臓疾患及び精神障害	通勤による負傷に起因する疾病
	業務ごとの例示疾病		
	その他業務に起因することの明らかな疾病（告示の定めなし）	その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病（告示の定めなし）	その他通勤に起因することの明らかな疾病（告示の定めなし）

労災別紙2

特別加入制度の対象範囲が拡大され、以下が追加された。なお、いずれも通勤災害についても労災保険の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずる。

一人親方等	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復師法に規定する柔道整復師が行う事業 高齢者雇用安定法に規定する創業支援等措置に基づき、委託契約その他の契約に基づいて高齢者が新たに開始する事業又は社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高齢者が行う事業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
特定作業従事者	<ul style="list-style-type: none"> 芸能従事者 アニメーション制作従事者

雇用別紙1

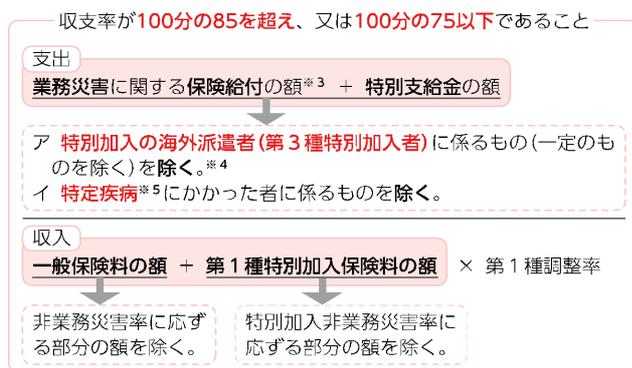
離職日における年齢	下限	上限
30歳未満	2,574円	13,690円
30歳以上45歳未満		15,210円
45歳以上60歳未満		16,740円
60歳以上65歳未満		15,970円

雇用別紙2

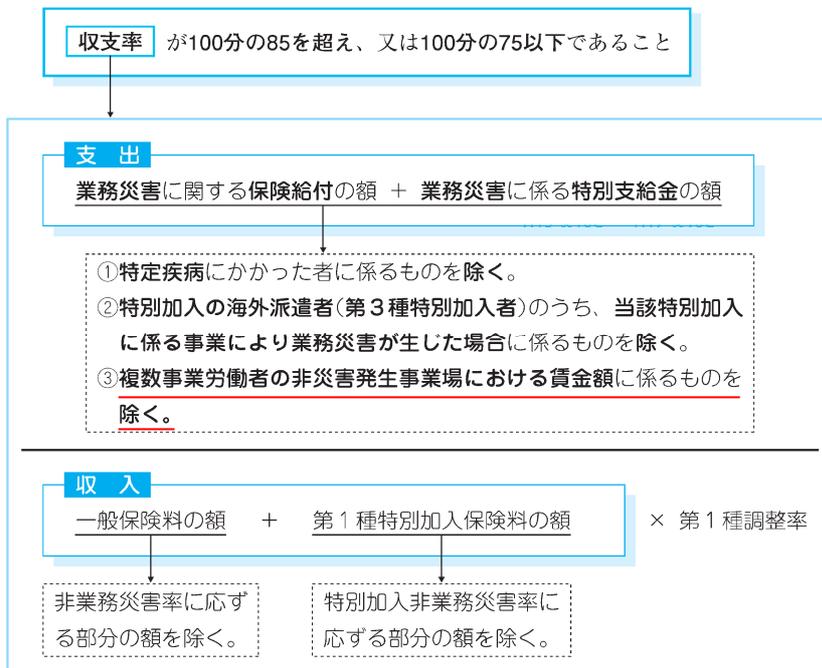
原則		離職日に60歳以上65歳未満	
賃金日額※	基本手当の日額	賃金日額	基本手当の日額
2,574円以上 5,030円未満	賃金日額 ×80/100	2,574円以上 5,030円未満	賃金日額 ×80/100
5,030円以上 12,390円以下	賃金日額 ×80～50/100	5,030円以上 11,140円以下	賃金日額 ×80～45/100
12,390円超	賃金日額 ×50/100	11,140円超	賃金日額 ×45/100

徴収別紙1

【変更前】



【変更後】「③複数事業労働者の非災害発生事業場における賃金額に係るものを除く。」が追加です。



健保別紙 1

【変更前】

入院時食事療養費	入院時生活療養費
<p>支給要件</p> <p>被保険者(特定長期入院被保険者を除く。)が、療養の給付の実施機関である病院又は診療所のうち自己の選定するもの入院し、入院に係る療養の給付(療養の給付の範囲の「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」と併せて食事療養を受けたとき</p>	<p>支給要件</p> <p>特定長期入院被保険者が、療養の給付の実施機関である病院又は診療所のうち自己の選定するもの入院し、入院に係る療養の給付(療養の給付の範囲の「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」と併せて生活療養を受けたとき</p>

【変更後】「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受けること」が追加です。

その他の保険給付も同様に、電子資格確認等による確認を受けることが追加されています。

なお、電子資格確認等とは、電子資格確認（個人番号カードによるもの）その他厚生労働省令で定める方法（被保険者証等の提出）をいいます。

被保険者(特定長期入院被保険者を除く。)が、療養の給付の実施機関である病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、入院に係る療養の給付(療養の給付の範囲の病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護)と併せて食事療養を受けたとき

特定長期入院被保険者が、療養の給付の実施機関である病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、入院に係る療養の給付(療養の給付の範囲の病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護)と併せて生活療養を受けたとき

健保別紙 2

【変更前】

原則	例外
後日、高額療養費算定基準額を超える額(高額療養費)が支給される 現金給付	限度額適用認定証*2を病院の窓口 に提示することで、窓口負担が 高額療養費算定基準額までとされる 現物給付

【変更後】

原則	例外
後日、高額療養費算定基準額を超える額(高額療養費)が支給される 現金給付	<u>限度額適用認定を受け た者は、保険医療機関等 において、限度額適用認 定を受けていることの 確認を受けなければなら ない</u> 現物給付

国年別紙 1

	免除事由（所得）	効果
申請全額免除	67万円	保険料全額免除期間と扱う
申請4分の3免除	88万円	保険料4分の3免除期間と扱う
申請半額免除	128万円	保険料半額免除期間と扱う
申請4分の1免除	168万円	保険料4分の1免除期間と扱う

国年別紙 2

(2) 支給額

脱退一時金の額は、基準月の属する年度における保険料の額に2分の1を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とする。

政令で定める数

保険料納付済期間等の月数	乗じる数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

厚年別紙 1

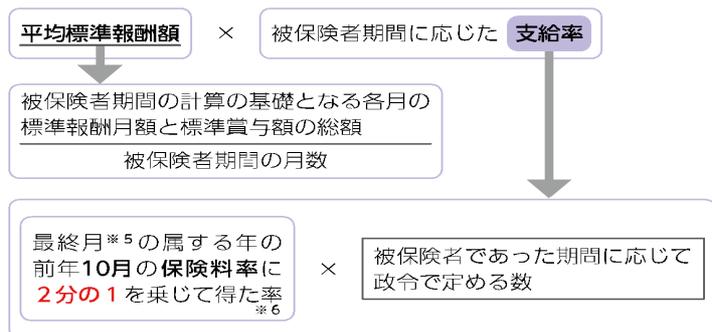
【変更前】

健康保険	厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ・50等級の等級区分 ・最低58,000円 ・最高1,390,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・31等級の等級区分 ・最低88,000円 ・最高620,000円

【変更後】

健康保険	厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ・50等級の等級区分 ・最低58,000円 ・最高1,390,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・32等級の等級区分 ・最低88,000円 ・最高650,000円

厚年別紙 2



政令で定める数

被保険者期間	政令で定める数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

社一別紙 1

【変更前】

ア 保険料免除者であること
イ 障害給付金の受給権者でないこと
ウ その者の通算拠出期間が政令で定める期間内であること、又は、請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること
エ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
オ 次の脱退一時金Ⅱの支給を受けていないこと

【変更後】

ウ その者の通算拠出期間が政令で定める期間内（1か月以上5年以下）であること、又は、請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること
--